

※ 本計画に記載の漁獲可能量等は、第2管理期間の漁獲量超過分を差し引く前のものです。差し引く量が確定次第、本計画第3の2の規定に基づき、大中型まき網漁業における小型魚から大型魚への漁獲可能量の振替に伴う変更とあわせて、本計画の改定を行う予定です。

くろまぐろ型TACに関する基本計画(試行) (第3管理期間)

平成29年6月30日公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する基本方針

くろまぐろは、漁獲量の大半を我が国が占め、更に韓国やメキシコなど他国により漁獲されたものもその多くが我が国に輸出されている。このため、我が国としては、同資源の最大の漁業国かつ消費国として、また、同資源の産卵場が我が国周辺水域内にあることから、その持続的利用に大きな責任を有する立場にある。

我が国周辺水域を含む中西部太平洋のくろまぐろ資源の保存管理は、中西部太平洋まぐろ類委員会(以下「WCPFC」という。)において、北太平洋まぐろ類国際科学小委員会(以下「ISC」という。)の資源評価結果に基づき行われており、平成26(2014)年には、平成27(2015)年以降の措置として、以下の内容が決められたところである。加えて、平成28(2016)年には、翌年より小型魚の枠から大型魚の枠への振替を可能とすることが決められた。

- ① 現在の親魚資源量を、平成36(2024)年までに、少なくとも60パーセントの確率で歴史的中間値までさせることを暫定回復目標とする。
- ② 30キログラム未満の小型魚の漁獲量を平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量から50パーセント削減する(超過量は翌年の漁獲上限から差し引く)。
- ③ 30キログラム以上の大型魚の漁獲量を平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量から増加させない(超過量は翌年の漁獲上限から差し引く)。

我が国は、これまでも管理強化に取り組んできており、平成29(2017)年4月には「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令」の一部を改正し、くろまぐろを漁獲可能量(TAC)制度の対象としたところである。今後は、これまでのくろまぐろ型のTACの試験実施を踏まえながら、平成29(2017)年中に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく基本計画を作成し、平成30(2018)年1月からTAC制度を開始できるよう進めて行くこととしている。

本基本計画では、これらを踏まえながら、くろまぐろの漁獲可能量を定めるとともに、我が国国内の保存管理措置について規定するものである。

第2 くろまぐろの動向に関する事項

平成28(2016)年にISCが行った資源評価の結果によると、親魚資源状況

は平成8(1996)年から続いていた減少傾向に歯止めがかかり、平成22(2010)年以降は増加傾向にあるものの、平成26(2014)年の親魚資源量は依然として歴史的最低水準付近にある。

加入量については、上述のISC資源評価の結果によると、平成26(2014)年は極めて低水準であり、直近5年間の平均も、過去平均以下とされている。ただし、加入量モニタリング速報によると、①平成27(2015)年の加入量水準は依然として低位であるものの、平成26(2014)年よりは良好な可能性が高く、②さらに、平成28(2016)年の加入量水準は平成27(2015)年を上回る可能性が高い。なお、ISCにおいては、加入量は、資源評価の範囲の中では、親魚資源量との明確な相関はなく、大きく変動しているとされている。

第3 くろまぐろの漁獲可能性に関する事項

1 くろまぐろの第3管理期間の漁獲可能性の設定は、WCPFCの決定を踏まえ、以下のとおりとする。また、2に示すとおり、状況の変化があった場合は、必要に応じて漁獲可能性を改定するものとする。

(1) 30 キログラム未満の小型魚の漁獲可能性は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量の50パーセント(8,015トン→4,007トン)とする。

(2) 30 キログラム以上の大型魚の漁獲可能性は、平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量(4,882トン)とする。

第1種特定海洋生物資源(試行)	管理の対象となる期間	漁獲可能性
くろまぐろ	(第3管理期間)	8,889トン
30 キログラム未満の小型魚	(第3管理期間)	4,007トン
30 キログラム以上の大型魚	(第3管理期間)	4,882トン

(注) 第3管理期間とは、第4の指定漁業等(大臣管理)は平成29(2017)年1月1日から12月31日まで、第5の都道府県(知事管理)は平成29(2017)年7月1日から平成30(2018)年6月30日までとする。

2 漁獲可能性に係るWCPFCの保存管理措置が変更された場合には漁獲可能性の改定を行うものとする。また、平成29(2017)年から一定期間にわたり、小型魚の枠から大型魚の枠への振替を可能とされており、これを踏まえた検討がまとまり次第、漁獲可能性の改定を行うものとする。また、第2管理期間における小型魚の上限超過量については第3管理期間の上限から差し引くこととし、第2管理期間の漁獲実績が確定次第速やかに改定を行うものとする。

このほか、くろまぐろは、全国の沿岸域において、様々な漁法・漁期により漁獲され、年による来遊状況に偏りがあることを踏まえ、来遊状況の偏りを異なる地域や漁業種類の漁業者間で一定程度吸収することができるよう、管理す

ることが望ましいところ、地域間、漁業種類間の漁獲可能量の融通について調整が整った場合には、当該融通の反映をするための改定を行うものとする。

第4 くろまぐろの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

- 1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第3管理期間の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(1)くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚

第1種特定海洋生物資源(試行)	指定漁業等の種類	数量
くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚	大中型まき網漁業	2,000 トン
	近海かつお・まぐろ漁業	62 トン
	東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業	44 トン

(注1)指定漁業等の種類の欄の漁業は、漁業法第 52 条第1項の指定漁業を定める政令(昭和 38 年政令第6号)第1項各号に掲げる漁業又は特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令(平成6年農林水産省令第 54 号。以下「特定大臣許可省令」という。)第1条第1項各号に掲げる漁業(特定大臣許可省令附則第 14 条の規定により特定大臣許可省令第3条第1項の規定が適用されないものを除く。)をいう。

(注2)第3の2の規定に基づき、必要な場合には配分数量の改定を行うものとする。

(2)くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚

(1)の表に掲げる指定漁業等による漁獲と第5の1の(1)に掲げる都道府県が管理する漁業により漁獲される数量をあわせて、4,882 トンとする。

第5 くろまぐろの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

- 1 第3の1の表に掲げるくろまぐろの第3管理期間の漁獲可能量のうち、都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

(1)くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚

※下記に記載の数量は、第2管理期間の漁獲量超過分を差し引く前のものです。第2管理期間に超過した都道府県は、差し引く量が確定次第、本計画第3の2の規定に基づき、数量の改定を行うことになります。

都道府県名	数量	漁船漁業等の広域管理	定置網の共同管理
北海道	113.0 トン	岩手県 0.1 トン	北海道 58.5 トン

青森県	256.3 トン	宮城県 1.5 トン	青森県 140.3 トン
岩手県	68.5 トン	新潟県 1.1 トン	岩手県 68.4 トン
宮城県	52.9 トン	富山県 2.6 トン	宮城県 51.4 トン
福島県	7.9 トン	福井県 1 トン	秋田県 10.1 トン
茨城県	18.9 トン	愛知県 0.1 トン	山形県 0.2 トン
秋田県	21.5 トン	大阪府 0.1 トン	千葉県 11.5 トン
山形県	8.8 トン	岡山県 0.1 トン	神奈川県 21.1 トン
新潟県	55.5 トン	広島県 0.1 トン	新潟県 54.4 トン
富山県	86.3 トン	香川県 0.1 トン	富山県 83.7 トン
石川県	65.8 トン	佐賀県 1 トン	石川県 60.5 トン
千葉県	51.5 トン	大分県 0.6 トン	福井県 20.9 トン
東京都	9.6 トン	沖縄県 0.1 トン	静岡県 6 トン
神奈川県	32.9 トン	合計 8.5 トン	三重県 5.7 トン
静岡県	24.2 トン		京都府 19.6 トン
愛知県	0.1 トン		兵庫県 0.4 トン
三重県	23.4 トン		和歌山県 9.1 トン
和歌山県	23.0 トン		佐賀県 0.1 トン
大阪府	0.1 トン		長崎県 33.0 トン
兵庫県	2.3 トン		鹿児島県 6.1 トン
岡山県	0.1 トン		合計 661.0 トン
広島県	0.1 トン		
山口県	85.1 トン		
香川県	0.1 トン		
徳島県	7.8 トン		
愛媛県	7.2 トン		
高知県	64.7 トン		
大分県	0.6 トン		
宮崎県	14.7 トン		
福井県	21.9 トン		
京都府	20.6 トン		
鳥取県	1.7 トン		
島根県	73.0 トン		
福岡県	7.0 トン		

長崎県	645.2トン		
佐賀県	1.1トン		
熊本県	1.7トン		
鹿児島県	10.1トン		
沖縄県	0.1トン		

(注1)このほか水産庁留保分は15.7トン。

(注2)第3の2の規定に基づき、必要な場合には配分数量の改定を行うものとする。

(注3)都道府県は、国と協力しつつ、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせた対応を要請するなどを行うものとする。

(2)くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚

(1)に掲げる都道府県が管理する漁業により漁獲される数量と第4の1の(2)に定める指定漁業等による数量とをあわせて、4,882トンとする。

第6 大臣管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- 1 くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚の漁獲量が平成14(2002)年から平成16(2004)年までの平均漁獲量を超えないよう、自主的な資源管理措置の継続を促進することとする。
- 2 漁業者等による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、くろまぐろの保存及び管理に係る協定の締結・実施を促進することとする。

第7 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- 1 くろまぐろの保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 くろまぐろは、年によって来遊及び漁獲状況が大きく変化することから、知事管理量間及び大臣管理量と知事管理量の間の数量の調整が行えるよう、水産政策審議会の意見を聴きながらそのルールを検討することとする。
- 3 各都道府県は共同で管理する数量が守られるよう協力するとともに、管下の漁業関係者に対する指導を行うものとし、国は当該共同管理が円滑に行われるよう必要な助言・指導を行うものとする。
- 4 第2管理期間において小型魚の上限を超過したことに対して内外から厳しく批判されていることを受けとめるとともに、第4管理期間以降の管理が適切に行えるよう第3管理期間においては、全ての関係者が漁獲上限の遵守について最大限の努力を行うものとする。なお、万が一、漁獲可能量を超過することとなった場合には、WCPFC の保存管理措置に基づき、超過量を翌年の我が国漁獲上限から差し引くとともに、同様の考え方により配分数量に反映させる。